

高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県航空路線維持対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、高知龍馬空港を発着する定期航空路線の維持を図るため、路線廃止等が危惧される路線及び定着に向けて支援の必要がある新規路線の運航に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助事業者、補助事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書が、審査の上、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該決定の内容を別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 本県において県税の滞納があるとき。
- (2) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助事業者は、補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な

変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(補助金の交付の決定の変更)

第8条 知事は、前条の規定による変更申請書が、審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第4号様式による交付決定変更通知書により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受領した後、当該通知に係る申請を取り下げようとするときは、10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、翌年度の4月15日まで、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受領し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第6号様式による補助金の額の確定通知書により、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条又は第8条の規定により通知した補助金交付決定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助事業の調査等)

第12条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な調査を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく調査の実施に当たっては、補助事業者は、当該調査に応じなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び運航実績が分かる証拠書類を作成し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条及び第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 〒

事業者名

代表者氏名

生年月日

高知県航空路線維持対策事業費補助金交付申請書

高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
別紙のとおり

補助対象事業者名

高知県航空路線維持対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました高知県航空路線維持対策事業費補助金については、高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 2 補助対象事業に係る手続については、高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱その他関係法令に定めるところに従わなければなりません。

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
事業者名
代表者氏名

高知県航空路線維持対策事業費補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定がありました補助金を下記のとおり変更したいので、高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額

交付変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
増 減 額	金	円

第4号様式（第8条関係）

高知県指令3高知交政第 号

補助対象事業者名

高知県航空路線維持対策事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請がありました補助金については、高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付の決定を変更しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

変更交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
増 減 額	金	円

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

高知県航空路線維持対策事業費補助金補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定がありました事業の完了実績について、高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助対象経費の精算内訳
別紙のとおり

第6号様式（第11条関係）

高知県指令3 高知交政第 号

高知県航空路線維持対策事業費補助金の額の確定通知書

補助対象事業者名

令和 年 月 日付けで実績報告がありました補助金については、高知県航空路線維持対策事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

補助金の額 金 円